

令和8年度高知市ラブアクト推進事業委託業務仕様書

1 業務の目的

出会いや結婚を希望する独身者を対象に、出会いの機会の創出や、個別相談会を実施することで、婚活に向けての後押しをし、人口減少対策につなげることを目的とし実施する。

年齢等条件	高知市在住・在勤の25歳以上39歳以下の独身男女。ただし、高知市在住・在勤に関しては、「4 業務内容」の②ラブアクト・コア（宿泊型婚活イベント）を除く。 ※参加者の収入条件や容姿などの制限は設けないこと。ただし、趣味など様々な属性によって、優先募集を行うことは可能とする。
属性	・結婚したい気持ちはあるけれど出会いがない方 ・結婚したい気持ちはあるけれど何から始めたらいいかわからない方 ・恋愛・結婚について悩んでいる方
起こしてもらいたい行動変容	・結婚に向けて前向きに考えられるようになる。 ・マッチングした方は、カップル特典を活用しながらパートナーを見極める。

2 業務名

令和8年度高知市ラブアクト推進事業委託業務

3 委託期間

契約締結日から令和9年3月31日までとする。

4 業務内容

本事業の目的達成が見込めるよう、以下の各業務を実施すること。

① ラブアクト・コア（婚活バスツアー）

概要	・出会いの機会を創出するマッチングイベントとして日帰りバスツアーを企画し開催すること。
回数	3回以上
対象	高知市在住・在勤の25歳以上39歳以下の独身男女
実施方針	・マッチングは必ず行うこと。 ・イベントごとに目標とするマッチング件数を設定し、提案すること。 ・マッチングしたカップルへ特典を用意すること。 ・イベントごとに、男女各6名（合計12名）を下限とした最少催行人員を設定すること。最少催行人員に満たない場合、受託者は参加者数が確保できるよう別企画を提案することとし、当該企画の実施について高知市教育委員会と協議のうえ決定すること。

② ラブアクト・コア（宿泊型婚活イベント）

概要	<ul style="list-style-type: none"> ・高知市在住・在勤の方だけでなく、高知市への移住を検討している方にも参加の機会を作ることで、「高知で暮らす魅力」を再発見しながら、出会いの場づくりと移住のきっかけづくりを同時に目指すもの。 ・高知市工石山青少年の家において、1泊2日の日程で自然体験活動を通じ、出会いの機会を創出するマッチングイベントを企画し開催すること。※施設仮予約済
実施時期・回数	令和8年11月14日（土）～15日（日）1泊2日 1回
対象	高知市在住・在勤の25歳以上39歳以下の独身男女、又は高知市への移住を検討している25歳以上39歳以下の独身男女
実施方針	<ul style="list-style-type: none"> ・マッチングは必ず行うこと。 ・目標とするマッチング件数を設定し、提案すること。 ・施設の部屋数の関係上、同性の参加者が相部屋になることに注意すること。 ・マッチングしたカップルへ特典を用意すること。 ・男女各6名（合計12名）を下限とした最少催行人員を設定すること。最少催行人員に満たない場合、受託者は参加者数が確保できるよう別企画を提案することとし、当該企画の実施について高知市教育委員会と協議のうえ決定すること。 ・高知市への移住を検討している方への広報は高知市移住・定住促進課と協議のうえ決定すること。

③ ラブアクト+（プラス）

概要	<p>ア. これから婚活を始めようと考えている方や、婚活はしているがうまくいかない方などさまざまな段階の方に応じた個別相談会を実施すること。</p> <p>イ. ラブアクト・コアへの参加者や個別相談の参加者へのサポート・フォローを行うこと。</p>
相談会・相談件数 ・実施時期	<p>ア. 相談会は男女各1回以上開催することとし、相談件数は実施回数に関わらず男女各累計10件以上とする。</p> <p>イ. 契約期間中</p>
対象	高知市在住・在勤の25歳以上39歳以下の独身男女
実施方針	<ul style="list-style-type: none"> ・参加者が相談しやすい仕組み・雰囲気をつくること。 ・個別相談は少なくとも1回はオフラインでの面談形式で行うこと。個別相談の2回目以降については形式を限定しない。

(1) イベント等の企画・運営

事業を企画・開催し、広報、準備及び当日の円滑かつ適切な運営管理等を実施すること。

- ・ イベント等の各回の募集定員について明記すること。（必要に応じて男女別で明記のこと）
- ・ ①は1回当たりの所要時間を半日以上、②は2日間、③の個別相談会は1人30分程

度とすること。

- ・ 本業務の目的にふさわしい開催場所を選定すること。
- ・ 開催場所の利用料については、受託者が負担すること。
- ・ 事業に関する問合せ等に対応する連絡体制を整備すること。
- ・ 事業の実施に当たっては、参加者に危険を及ぼすことのないよう、十分安全に配慮し、不測の事態が生じた場合は迅速に対応すること。
- ・ 事業開催中のリスクに適した保険に加入すること。また、提案書に補償内容も記載すること。
- ・ 参加者から参加料を徴収する場合は、適正な料金設定とすること。また、参加料は男女で同額とすること。
- ・ マッチングしたカップルへ特典を用意すること。なお、当該特典は、高知市内の企業、事業者の活用や地域経済の活性化に資する内容とすること。

(2) 効果的な広報

ラブアクトポータルサイトを作成するとともに、ターゲットの世代に届きやすい効果的な広報を実施すること。

- ・ 広報「あかるいまち」への告知内容の原稿を高知市青少年・事務管理課に提出すること。（提出期限：掲載月の前々月の1日）
- ・ チラシを作成し、配布先一覧を報告すること。
- ・ チラシの内容は、高知市教育委員会からの受託で実施していることが分かるものとし、「令和8年度高知市ラブアクト推進事業受託事業」と記載すること。

(3) 募集及び受付

- ・ 申込受付はこうち出会いサポートセンター「高知で恋しよ!!Event」の申込システムを用いること。
- ・ 受託者は、高知市教育委員会が貸与するイベント主催者用アカウントで申込システムへの登録を行うこと。
- ・ 参加希望者から受託者へ申込みの連絡があった場合、「高知で恋しよ!!Event」サイトから申込みをしてもらうよう案内すること。

(4) アンケートの実施

- ・ 1イベント実施ごとに全参加者に対してアンケートを実施し、収集・集計を行うこと。

(5) イベント報告書の作成

- ・ 1イベント実施ごとにイベント報告書を作成し、イベント終了後30日以内（又は令和9年3月31日までのいずれか早い日まで）に高知市教育委員会に提出すること。
- ・ 報告書には、アンケートまとめ、①②イベントのマッチング目標件数に対する達成率、イベント当日の様子がわかる写真、イベント実施の上での課題・改善点等について記載すること。

(6) トラブルへの対処とその予防

本業務の健全な開催のため、以下に該当する参加者は排除することとし、参加者には事前にマナーの周知をするとともに、誓約書を提出させること。

- ア 不誠実な言動や悪意を持った言動が見られる
- イ 結婚詐欺目的が疑われる
- ウ 営業目的や勧誘目的が疑われる

- エ 既婚者
- オ ストーカー行為が疑われる
- a) イベント開催中の対応策
 - 申し込みからイベント終了までの間において、不誠実な言動や悪意を持った言動が見られる参加者には、参加の取消しや退場を求めるなど健全性を維持し、他の参加者の保護に努めること。
 - ア 当日、不誠実な言動や悪意を持った言動が見られる参加者には退場してもらう旨を、開始までにアナウンスすること。
 - イ 相手方の意に反する接触や暴言、他の参加者に対する嫌がらせ、迷惑行為などの好ましくない言動が見られた場合には、状況確認や当事者及び関係者からの事情聴取の上、必要に応じて警察等へ連絡すること。また、イベント終了後すみやかに高知市教育委員会に報告すること。
 - ウ 事故・災害及び犯罪行為等が発生・判明した場合は、参加者への配慮や安全確保の上で、ただちに高知市教育委員会に報告すること。
 - エ 参加者同士の連絡先等交換については、自己責任において行うよう参加者に伝えること。
- b) イベント中止となった場合の対処について
 - やむを得ない事情により、高知市教育委員会及び受託者双方の協議によりイベントを中止する場合、事前振込みで参加費を徴収した場合には、適切な方法で返金すること。また、参加者の口座番号等については個人情報であるため適正に管理をすること。
- c) 事故等報告書（任意様式）の作成について
 - 高知市教育委員会への報告を行った事案については、後日、事案の概要、発生日（判明日）、場所、当事者情報、対応内容等の詳細を記載した事故等報告書を提出すること。

5 成果品の提出

受託者は令和9年3月31日までに、本業務の成果品として、実績報告書及びチラシ等の紙媒体で使用した広告物（印刷物、PDFデータ）を提出しなければならない。実績報告書の作成については、次のとおりとする。

- (1) 作成部数は1部とする。
- (2) 提出先は高知市教育委員会とする。
- (3) 実績報告書には、業務名、業務内容、業務成果、契約期間、契約金額、使用した広報ツール、広報媒体（写し可）、アンケートの内容を総括したもの、収支決算書及び明細書を添付し提出すること。

6 成果品の帰属

- (1) 受託者は、当該成果品が著作権法に該当する著作物である場合には、当該成果品に係る受託者の著作権（著作権法（昭和45年法律第48号）第21条から第28条までに規定する権利をいう。）について当該成果品の引き渡し時に、高知市教育委員会に無償で譲渡するものとする。
- (2) 高知市教育委員会は、前項の成果品の内容を受託者の承諾なく自由に公表することができるものとし、その利用目的のために内容を改変しようとするときは、受託者

はその改変に同意するものとする。

- (3) 受託者は、成果品に著作権法上の支障が生じないように、第三者の許諾等必要な措置をとらなければならない。

7 個人情報の取り扱いについて

受託者は、業務の履行に当たって作業の管理体制及び実施体制並びに個人情報の管理の状況（以下「管理体制等」という。）について、定期及び随時に、点検を実施し、高知市教育委員会に報告すること。また、高知市教育委員会は管理体制等について検査を行うものとし、受託者は、その検査に先立ち令和9年2月末までに高知市個人情報取扱委託業務に関する個人情報取扱状況報告書又は個人情報の取扱状況等を報告する書面（以下「取扱状況報告書等」という。）を高知市教育委員会に提出すること。

※受託者による点検実施後の報告については、検査前に高知市教育委員会に提出する取扱状況報告書等により代えることができる。

8 その他

- ・ 本業務の実施に当たっては、業務着手前に工程表を提出し、業務のスケジュールを明確にすること。
- ・ 本業務の実施に当たっては、十分な業務遂行能力を有する、適正な人員と体制を確保すること。業務の各過程において仕様に含まれていない内容については、高知市教育委員会と十分に協議を行い決定すること。
- ・ 本事業の実施に当たっては、高知市教育委員会が認めた場合に限り、業務の一部を再委託することができる。この場合は、事前に高知市教育委員会に対して、書面にて再委託の理由、再委託の内容、再委託先（商号又は名称）、再委託の金額、その他再委託先に対する管理方法等を報告すること。
- ・ 本業務の実施に当たっては、高知市教育委員会と適宜打合せを行うこと。
- ・ 本業務の実施に当たっては、関係法令等を遵守すること。
- ・ 守秘義務として、本業務に当たり業務上知り得た内容を第三者に漏らしてはならない。契約期間満了後及び契約解除後においても同様とする。
- ・ 本業務の実施に当たって必要となる経費（講師等謝金、開催場所利用料、保険料、広報に関する費用）は、契約金額に含まれるものとする。